

第17期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
第一生命日比谷ファースト21階 当社オフィス

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件
第4号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後6時30分まで

株式会社いつも

証券コード：7694



itsumo.

目次

- 第17期定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

昨年の会場より変更となっています。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
のうえ、ご来場をお願いいたします。

証券コード 7694

2024年6月10日

(電子提供措置の開始日 2024年6月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
第一生命日比谷ファースト

株 式 会 社 い つ も

代表取締役社長 坂 本 守

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト<https://itsumo365.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名（いつも）または証券コード
（7694）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権行使を行うことができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、
2024年6月25日（火曜日）午後6時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日(水曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
第一生命日比谷ファースト21階 当社オフィス
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第4号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
 - ◎書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告書を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・「連結計算書類」の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・「計算書類」の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には下記の3つの方法がございます。



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンから、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。



議決権行使サイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2024年6月25日（火曜日）午後6時30分入力完了分



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2024年6月25日（火曜日）午後6時30分到着分



株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2024年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

❗ 注意事項

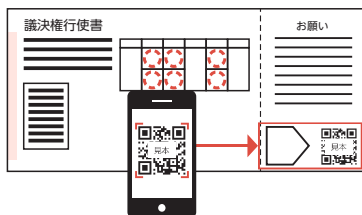
- ※書面の郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

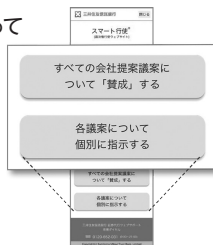
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを読み取ってください。



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(注)QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

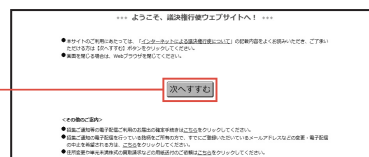
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

▶ <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

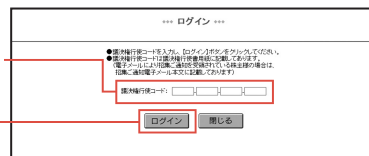
「次へすすむ」を
クリック



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を
入力

「ログイン」を
クリック

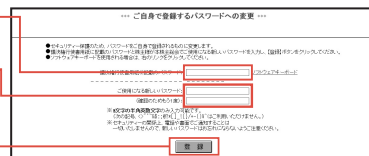


- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 フリーダイヤル
(受付時間 9:00~21:00)

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役候補者全員について、過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その意見を尊重したうえで取締役会において決議されております。

監査等委員会は、各候補者に関して、再任となる候補者については当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当 |
|-------|-----------------------|---------------|
| 1 | 再任 さかもと まもる 坂本 守 | 代表取締役社長 |
| 2 | 再任 もちづき ともゆき 望月 智之 | 取締役副社長 |
| 3 | 再任 いそずみ たけし 五十棲剛史 | 独立役員 社外取締役 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|--|-------------|
| 1 | <p>再任</p> <p>さかもと まもる 坂本 守 (1970年10月7日生)</p> | <p>1993年4月 株式会社コムソン社入社 1996年4月 フジプレミアム株式会社入社 1999年5月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 2007年2月 当社設立代表取締役社長（現任） 2021年4月 いつもキャピタル株式会社代表取締役（現任） 2021年6月 いつもコマース株式会社代表取締役 2021年12月 いつもコマース株式会社取締役</p> | 2,642,353株 |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>坂本守氏は、2007年の創業から当社の代表取締役として事業全般を統括し、当社の事業成長を牽引してまいりました。</p> <p>今後も強いリーダーシップを発揮し、経営における重要事項の意思決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 2 | <p>再任</p> <p>もちづき ともゆき 望月 智之 (1977年1月26日生)</p> | <p>1999年4月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 2007年2月 当社設立取締役副社長 2017年3月 ワークトピア株式会社取締役 2020年4月 当社取締役副社長ビジネス本部長 2021年4月 いつもキャピタル株式会社取締役（現任） 2021年6月 いつもコマース株式会社取締役 2021年10月 株式会社ビーラン取締役 2022年6月 当社取締役副社長（現任）</p> | 1,362,353株 |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>望月智之氏は、2007年の創業から当社の取締役として、各事業に携わってまいりました。EC業界の動向やマーケティングに関する豊富な知見を有しており、豊富な知見が当社事業において重要な役割を果たしていくと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|---|-------------|
| 3 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> いそづみ たけし 五十棲 剛史 (1963年11月23日生) | 1987年4月 株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社 1990年1月 株式会社日本エル・シー・エー入社 1994年5月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社 2003年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）執行役員 2007年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役執行役員 2010年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役常務執行役員 2014年7月 株式会社船井総合研究所取締役常務執行役員 2016年1月 株式会社船井総研ホールディングス取締役常務執行役員 2018年3月 株式会社iOffice設立代表取締役（現任） 株式会社シンカ取締役 2018年4月 株式会社DATAKIT社外取締役（現任） 株式会社ONPA JAPAN社外取締役 2018年5月 株式会社タクセル （現株式会社クロス・オペレーショングループ）取締役 2018年7月 当社取締役（現任） 2018年9月 BaseLayer株式会社取締役 2019年4月 リネシス株式会社取締役 2020年4月 株式会社デジタルシフト取締役副社長 boost technologies株式会社社外取締役（現任） 2021年5月 株式会社ミギナナムエ工社外取締役（現任） | 1,000株 |
| <p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>五十棲剛史氏は、経営コンサルティング会社の取締役、株式会社iOfficeの代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門的な視点から当社への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいております。当社は、同氏のこのような豊富な経験・見識及びそれに基づく助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は五十棲剛史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
 4. 五十棲剛史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は五十棲剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 5. 五十棲剛史氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、5年11か月となります。
 6. 五十棲剛史氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
 7. 五十棲剛史氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
 8. 五十棲剛史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
 9. 五十棲剛史氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 10. 五十棲剛史氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 11. 坂本守氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社つづくが所有する株式数を含めて表示しております。
 12. 望月智之氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社望月智之事務所が所有する株式数を含めて表示しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名 | 当社における地位及び担当 |
|-------|------------------------|-------------------|
| 1 | 再任 新熊 聡 しん くま さとし | 独立役員 社外取締役（監査等委員） |
| 2 | 再任 上山 亨 かみ やま とおる | 独立役員 社外取締役（監査等委員） |
| 3 | 再任 岡田 章二 おか だ しょう じ | 社外取締役（監査等委員） |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|---|-------------|
| 1 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">常勤</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> しんくまさとし 新 熊 聡 (1973年8月3日生) </div> | 1998年4月 JSR株式会社入社 2007年12月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所 2010年7月 国広総合法律事務所入所 2014年2月 株式会社トリドール（現株式会社トリドールホールディングス）入社 2014年6月 株式会社トリドール（現株式会社トリドールホールディングス）総務部長 2019年4月 株式会社トリドールホールディングス 法務部長 2020年9月 株式会社トリドールホールディングス 法務コンプライアンス部長 2021年4月 Tam Jai International Co. Limited (香港証券取引所メインボード上場) 非常勤取締役 2021年10月 春名・田中・細川法律事務所カウンセラー（現任） 2022年6月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2022年12月 株式会社ビーラン 監査役（現任） 2023年7月 株式会社エイスリー社外取締役（現任） 2023年11月 デイブレイク株式会社社外監査役（現任） | 1,000株 |
| <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>新熊聡氏は、弁護士としての資格を有し、事業会社における法務部での勤務の経験も有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての知見及び事業会社における経験等を活かしていただくことで、当社のガバナンスがさらに強化できると考え、常勤監査等委員としてお願いするものであります。</p> | | | |

株主総会参考書類

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|---|-------------|
| 2 | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>再任 社外 独立</p> <p>かみ やま とおる 上 山 亨</p> <p>(1977年10月11日生)</p> </div> </div> | <p>2000年4月 野村証券株式会社入社</p> <p>2017年8月 カケルパートナーズ合同会社設立 代表社員（現任）</p> <p>2017年11月 HEROZ株式会社取締役（監査等委員） （現任）</p> <p>2019年6月 ビープラッツ株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2020年2月 当社監査役</p> <p>2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2022年6月 イシン株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社M&A総研ホールディングス社 外取締役（現任）</p> <p>2023年10月 ヒルトップキャピタルパートナーズ合 同会社代表社員（現任）</p> | 7,000株 |
| <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>上山亨氏は、長年にわたる証券会社での豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する知見を有しております。その観点から取締役会等の中で経営戦略・計画への策定への率直な意見・提言をいただいております。当社の意思決定の健全性と透明性に寄与いただいております。この実績を踏まえ、今後も当社の監査等委員である社外取締役として、経営の管理監督強化に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社の 株 式 の 数 |
|--|--|---|--------------------|
| 3 | <p>再任 社外</p> <p>おか だ しょう じ 岡 田 章 二 (1965年10月9日生)</p> | <p>1986年 1 月 ユニバース情報システム株式会社入社</p> <p>1993年 3 月 株式会社ファーストリテイリング入社</p> <p>1998年 7 月 株式会社ファーストリテイリング情報システム部部长</p> <p>2002年 9 月 株式会社ファーストリテイリング執行役員CIO</p> <p>2016年11月 RIZAPグループ株式会社入社</p> <p>2017年 1 月 RIZAP株式会社取締役 健康コーポレーション株式会社取締役 健康コミュニケーションズ株式会社取締役</p> <p>2017年 6 月 RIZAPグループ株式会社取締役</p> <p>2018年 6 月 健康コミュニケーションズ株式会社代表取締役 夢展望株式会社取締役</p> <p>2019年 6 月 ISENSE株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2022年 6 月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2023年 5 月 株式会社ロピア社外取締役（現任）</p> <p>2023年10月 iSense lab合同会社代表社員（現任）</p> | 500株 |
| <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>岡田章二氏は、上場会社における取締役の経験があり、またISENSE株式会社の代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役会等で経営全般に対して助言と提言をいただいております。この実績を踏まえ、今後も当社の監査等委員である社外取締役として、中長期的な当社及び当社グループの企業価値の向上につながると判断し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | | |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は社外取締役候補者であります。新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任が承認された場合、新熊聡氏及び上山亨氏は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 上山亨氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は当社が監査等委員会設置会社への移行前は、社外監査役でありました。新熊聡氏及び岡田章二氏氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員であったことはありません。
7. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
8. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
9. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

(ご参考) 第1号議案及び第2号議案が承認されたのちの経営体制 (予定)

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者及び監査等委員である取締役の有する主な経験や見識を踏まえ、該当する項目に●印をつけています。

| 氏名 | 役職 | 社外独立 | 監査等委員 | 指名・報酬委員会 | 専門性と経験 | | | | |
|--------|----------|------|-----------|------------|--------|--------------|-------|----|-------|
| | | | | | 企業経営 | 法務・リスク・ガバナンス | 財務・会計 | IT | 業界の知見 |
| 坂本 守 | 代表取締役社長 | | | ○ | ● | | | | ● |
| 望月 智之 | 取締役副社長 | | | | ● | | | | ● |
| 五十棲 剛史 | 取締役 | 社外独立 | | | ● | | | | |
| 新熊 聡 | 取締役監査等委員 | 社外独立 | ○ (常勤) | ○ (委員長) | | ● | | | |
| 上山 亨 | 取締役監査等委員 | 社外独立 | ○ | ○ | | | ● | | |
| 岡田 章二 | 取締役監査等委員 | 社外 | ○ | ○ | ● | | | ● | |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）の報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」及び「短期インセンティブ報酬」（業績連動報酬）並びに非金銭報酬としての「長期インセンティブ報酬」（ストックオプション、譲渡制限付株式）により構成されております。取締役の報酬の金額等については、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において、対象取締役の金銭報酬額について年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいております。また、譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度」という。）に係る対象取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会において、上記金銭報酬とは別枠で年額40,000千円（うち社外取締役分は年間10,000千円）以内、RS制度のもとで発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年12,000株（うち社外取締役分は年3,000株）以内とご承認いただいております。

今般、指名・報酬委員会において審議した結果、長期インセンティブ報酬のうちストックオプションについては、従来の有償ストックオプションに代えて税制適格ストックオプションを対象取締役に対して付与し、株価変動のリスクを株主の皆様と共有しつつ、企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めるべき、とされました。これを受け、対象取締役に対し、上記の枠とは別に、ストックオプションとして以下の内容の新株予約権を、年40,000株（うち社外取締役分は20,000株）以内を上限として付与したいと存じます。ストックオプションとして発行する新株予約権の額は、下記のとおり新株予約権1個あたりの行使価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。なお、各取締役に対する新株予約権の発行時期及び配分については、指名・報酬委員会の答申を尊重した上で取締役会において決定することといたします。

対象取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、対象取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることににより算定するものとします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものであります。なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案が原案のとおり承認可決されまると、本議案の対象となる当社の取締役は3名（うち社外取締役は1名）となります。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めており、その内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載のとおりであります。また、下記のとおり、本新株予約権の行使価額は特に有利とならない金額とし、希釈率も軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

本議案については、上記のとおり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しております。また、監

査等委員会から、監査等委員以外の取締役の報酬等について、会社法の規定に基づき指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

対象取締役に発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

①新株予約権の総数

40,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に対象取締役に対する報酬等として発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式40,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式数の上限とし、付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の総数の上限数を乗じて得た数を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する。

なお、当社が、当社普通株式の分割または併合を行う場合その他新株予約権行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議後3年を経過した日から当該付与決議日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が定める期間とする。

- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件の概要
- ①本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位（以下、総称して「権利行使資格者」という。）をいずれも喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - ②その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。
- (7) 新株予約権の取得条項の概要
以下のいずれかに該当する場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ①当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換計画または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき。（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき。）
 - ②本新株予約権者が、上記（6）の規定により本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったとき。
 - ③本新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部または一部を放棄したとき。
 - ④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき。
 - ⑤本新株予約権の目的である種類の株式について株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたとき。
 - ⑥特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき。
- (8) その他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会において定める。

第4号議案 監査等委員である取締役に対するストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社の監査等委員である取締役の報酬は、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において、年額50,000千円以内とご承認をいただいております。

今般、指名・報酬委員会において審議した結果、監査等委員である取締役に対しても、長期インセンティブ報酬のストックオプションについて、従来の有償ストックオプションに代えて税制適格ストックオプションを監査等委員である取締役に対して付与し、監査等委員である取締役であっても株価変動のリスクを株主の皆様と共有しつつ、企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めるべき、とされました。これを受け、監査等委員である取締役に対し、上記の報酬枠とは別に、ストックオプションとして以下の内容の新株予約権を、年20,000株以内を上限として付与したいと存じます。ストックオプションとして発行する新株予約権の額は、下記のとおり新株予約権1個あたりの行使価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。なお、各取締役に対する新株予約権の発行時期及び配分については、指名・報酬委員会の答申を尊重した上で監査等委員会において決定することといたします。

監査等委員である取締役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、対象となる監査等委員である取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。新株予約権1個あたりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものであります。

現在の監査等委員である取締役は3名ですが、第2号議案が原案のとおり承認可決されますと、本議案の対象となる当社の監査等委員である取締役は3名となります。

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めており、その内容の概要は、事業報告「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額」に記載のとおりであります。なお、2024年5月20日開催の取締役会において同基本方針を一部改定しておりますが、本議案に基づく監査等委員である取締役に対する本新株予約権の付与は当該方針に沿うものと判断しております。また、下記のとおり、本新株予約権の行使価額は特に有利とされない金額とし、希釈化率も軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

本議案については、上記のとおり過半数を社外取締役に構成する指名・報酬委員会からの答申に基づき、取締役会で決議していることから、内容は相当であると判断しております。

本議案の対象となる監査等委員である取締役に発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

①新株予約権の総数

20,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に対象となる監査等委員である取締役に対する報酬等として発行する新株予約権の数の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付をうけることができる株式数の上限とし、付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に上記新株予約権の総数の上限数を乗じて得た数を上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は付与株式数につき合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象となる監査等委員である取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定する。

なお、当社が、当社普通株式の分割または併合を行う場合その他新株予約権行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議日後3年を経過した日から当該付与決議日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が定める期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件の概要

①本新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員、従業員その他これに準ずる地位（以下、総称して「権利行使資格者」という。）をいずれも喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

②その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

(7) 新株予約権の取得条項の概要

以下のいずれかに該当する場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

①当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換計画または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき。（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき。）

②本新株予約権者が、上記（6）の規定により本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったとき。

③本新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部または一部を放棄したとき。

④当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたとき。

⑤本新株予約権の目的である種類の株式について株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）が当社株主総会で承認されたとき。

⑥特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたとき。

(8) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会において定める。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の法的位置付けの緩和による経済活動の正常化やインバウンド需要の高まり等を背景に、景気は緩やかな回復基調にあるものの、円相場の乱高下や物価上昇など依然として先行きの不透明な状況が続いております。

当社グループの事業を取り巻く環境は、今後も多数のブランドメーカーが主要ECプラットフォームでのECビジネス展開に注力していくことが予測されており、ECでの購買は増加するものと見込んでおります。株式会社富士経済が公表した「通販・e-コマースビジネスの実態と今後2024」によれば、2023年のEC(物販)市場規模が14.1兆円であったことに対し、2024年の見込みは14.7兆円、2025年は15.3兆円と、着実に成長を続けていくことが予想されております。当社グループでは、複数のECプラットフォームに対応したサービスを提供しているため、今後も事業拡大を見込める良好な環境であると捉えております。

このような経営環境の中、当社グループは、「日本の未来をECでつくる」をミッションとして掲げ、企業向けEC事業の総合支援及びD2C・ECブランドの成長支援サービスを提供してまいりました。

Oneコマースサービスにおいては、継続契約数及び契約単価が順調に伸長し売上高は3,297,856千円となりました。本サービスにおける売上高のうち、ストック売上高(契約期間に応じ安定的な収益を見込むことができる積み上げ型のビジネスモデル)の割合は、当連結会計年度で92.0%となり、安定した収益の獲得に貢献しております。

協業ブランドパートナーサービスにおいては、既存ブランドの堅実な成長と卸売り事業による売上増加が寄与し、売上高は7,970,440千円となりました。

共創・自創バリューアップサービスにおいては、前期に取得したライセンス契約に基づく取引が増大した結果、売上高は2,453,081千円となりました。

ECプラットフォームサービスにおいては、M&Aにより2023年2月から当社グループとなったライブコマースのプラットフォームである「ピースユースライブ」が通年を通じて収益に貢献し、売上高は140,503千円となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は13,861,882千円(前年同期比12.6%増)、営業利益は320,407千円(前年同期比1.9%増)、経常利益は302,399千円(前年同期比2.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は258,961千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失219,826千円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は301,003千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、新オフィスへの移転費用と、社内環境整備のためのシステム導入費用となります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賅っております。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行5行との間に総額28億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は6億円であります。

(4) 対処すべき課題

① 提供サービスの更なる強化

当社グループは、EC運営事業者に対して、事業戦略立案からECサイトの構築・運営、そして物流・配送まで、バリューチェーンの多岐にわたって支援しております。また、Amazon、楽天市場をはじめとする様々なプラットフォーム（チャンネル）に対応したサービスを提供しており、中小から大手に至るまで幅広い顧客の課題解決を通じて、着実な成長を実現しております。それら各プラットフォームとの連携を強化し、仕様変更への迅速な対応・効率的な情報活用を通じて当社サービスのさらなる質の向上を図っております。昨今の物流費高騰等への対応に関しても、EC運用に関するナレッジと物流倉庫との強固なネットワークを通じて、提供サービスの更なる強化を進めております。

② 人材の獲得・育成及びより一層のテクノロジーの活用

当社グループの事業モデルや顧客対象は多岐に渡るため、多様な人材の獲得や実践的な人材育成などの人的資本、またテクノロジーなどの知的財産への投資が不可欠であります。当社グループでは、EC運営に関する知識や経験の深い人材採用を推進するとともに、テクノロジーの活用を通じてサービス提供範囲を拡大させ、顧客のEC売上向上にコミットする体制構築を進めております。

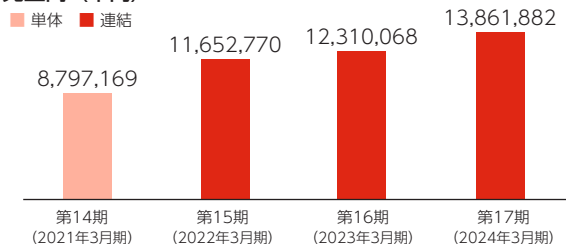
事業報告

(5) 財産及び損益の状況の推移

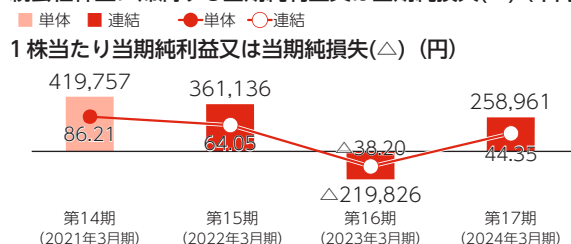
| 区 分 | 2021年3月期 第14期 | 2022年3月期 第15期 | 2023年3月期 第16期 | 2024年3月期 (当連結会計年度) 第17期 |
|-----------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 | 8,797,169 千円 | 11,652,770 千円 | 12,310,068 千円 | 13,861,882 千円 |
| 経常利益 | 547,856 千円 | 583,836 千円 | 293,825 千円 | 302,399 千円 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 又は当期純損失(△) | 419,757 千円 | 361,136 千円 | △219,826 千円 | 258,961 千円 |
| 1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) | 86.21 円 | 64.05 円 | △38.20 円 | 44.35 円 |
| 総資産 | 4,431,542 千円 | 6,926,760 千円 | 6,598,008 千円 | 7,421,698 千円 |
| 純資産 | 2,027,078 千円 | 2,407,751 千円 | 2,198,461 千円 | 2,447,043 千円 |
| 1株当たり純資産 | 361.33 円 | 423.08 円 | 378.93 円 | 417.48 円 |

- (注) 1. 第15期より連結計算書類を作成しているため、第14期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。
2. 当社グループは、2019年8月9日付で普通株式1株につき1,000株、2020年9月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。2021年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

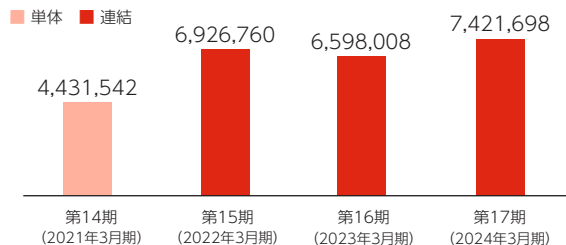
売上高 (千円)



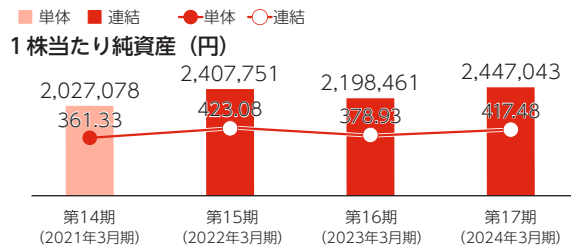
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (千円)



総資産 (千円)



純資産 (千円)



(注) 第15期より連結計算書類を作成しているため、第14期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主な事業内容 |
|-----------|----------|------|---------------------------------------|
| 株式会社ビーラン | 5,000 千円 | 100% | スノーボードを中心としたスポーツ用品の企画、製造、卸販売、ECサイトの運営 |
| 合同会社ピースユー | 5,500 千円 | 100% | ライブコマースプラットフォーム「ピースユーライブ」の企画・開発・運営 |

- (注) 1. 重要な子会社は、資本金、売上高及び出資比率を参考に選択しております。
 2. 当社の連結子会社は、上記2社を含め7社であります。
 3. いつもコマース株式会社は、2023年10月1日付で、当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
 4. 合同会社ピースユーは、2023年2月1日付の持分譲渡により当社の連結子会社になりました。

- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。
- ④ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループの主要な事業はEC全般に関する支援事業であり、国内外企業のEC事業の立ち上げからフルフィルメントまで総合アウトソースをワンストップで提供し、売上・利益の拡大を支援しております。
 第17期の期首よりサービス区分を変更しております。

| サービス | 主要サービス内容 |
|--------------|--|
| Oneコマース | EC事業を行う企業に向けて、戦略立案、サイト構築・運営、デジタルマーケティング、物流、カスタマーサービスといったECバリューチェーンを個別もしくは一気通貫でEC事業の販売実行を支援 |
| 協業ブランドパートナー | ナショナルブランドの戦略パートナーとして、ナショナルブランドから商品を仕入れ、委託先倉庫で保管し、国内の最適なプラットフォームを横断して販売・配送することでブランドの公式EC事業展開を推進 |
| 共創・自創バリューアップ | 自社ブランド、M&A・出資によるブランド取得及び他社ブランドの販売代理権の取得等によるECでの販売 |
| ECプラットフォーム | 主にライブコマースプラットフォーム「ピースユーライブ」の企画・運営・開発 |

事業報告

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |

(注) 当社グループは、2023年10月17日付で本店所在地を「東京都千代田区有楽町一丁目13番地1号新有楽町ビル」から「東京都千代田区有楽町一丁目13番地2号第一生命日比谷ファースト」へ変更しております。

② 子会社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------|
| 株式会社ビーラン | 大阪府吹田市 |
| 合同会社ピースユー | 東京都千代田区 |

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 279名 (48名) | 6名増 (8名増) |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|--------|--------|
| 249名 (40名) | 2名減 (7名増) | 32歳3か月 | 3年7か月 |

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート社員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|--------------|------------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 935,244 千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | 670,161 千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 600,000 千円 |
| 株式会社りそな銀行 | 344,860 千円 |
| 株式会社横浜銀行 | 249,150 千円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,861,048株 (自己株式7,187株を除く。)
- (3) 株主数 2,215名
- (4) 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------|-------------|---------|
| 株式会社つづく | 2,400,000 株 | 40.95 % |
| 株式会社望月智之事務所 | 1,200,000 株 | 20.47 % |
| 坂本 守 | 242,353 株 | 4.13 % |
| 望月 智之 | 162,353 株 | 2.77 % |
| 丸谷 和徳 | 142,400 株 | 2.43 % |
| 株式会社SBI証券 | 88,800 株 | 1.52 % |
| 楽天証券株式会社 | 84,800 株 | 1.45 % |
| JPモルガン証券株式会社 | 51,800 株 | 0.88 % |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 49,700 株 | 0.85 % |
| 江島 澄 | 36,900 株 | 0.63 % |

- (注) 1. 株式会社つづくは当社代表取締役である坂本守が株式を保有する資産管理会社であります。
2. 株式会社望月智之事務所は当社取締役である望月智之が株式を保有する資産管理会社であります。
3. 持株比率は、自己株式 (7,187株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| | 株式数 | 交付対象者数 |
|--------------------------------|--------|--------|
| 取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く) | 4,706株 | 2名 |

- (注) 1. 上記株式は、全て譲渡制限付株式報酬であります。
2. 付与対象取締役は、2026年8月まで譲渡制限期間が設けられており、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。
3. 付与対象取締役が、譲渡制限期間において、取締役の地位もしくは任期満了その他の正当な理由により退任もしくは退職した場合または死亡により退任若しくは退職した場合には、当該喪失までの月数を35で除した数に、割当株式数を乗じた数につき渡制限が解除されます。
4. 上記のほか、新株発行により、従業員5名に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき、7,649株を譲渡制限付株式として交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が49,080株増加しております。
- ② 2023年8月14日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、12,355株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| | | 第1回新株予約権 | 第3回新株予約権 | | |
|---------------------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------|--------|
| 発行決議日 | | 2019年9月24日 | 2020年4月1日 | | |
| 新株予約権の数 | | 12,260個 | 7,960個 | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式 245,200株 (新株予約権1個につき20株) | 普通株式 159,200株 (新株予約権1個につき20株) | | |
| 新株予約権の払込金額 | | 1株につき41円 | 1株につき41円 | | |
| 権利行使期間 | | 2021年9月25日から 2029年9月24日まで | 2022年4月2日から 2030年4月1日まで | | |
| 行使の条件 | | (注) 2 | (注) 2 | | |
| 役員 の 保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 | 一個 | 新株予約権の数 | 一個 |
| | | 目的となる株式数 | 一株 | 目的となる株式数 | 一株 |
| | | 保有者数 | 一名 | 保有者数 | 一名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 | 150個 | 新株予約権の数 | 100個 |
| | | 目的となる株式数 | 3,000株 | 目的となる株式数 | 2,000株 |
| | | 保有者数 | 1名 | 保有者数 | 1名 |
| 取締役 (監査等委員) | 新株予約権の数 | 一個 | 新株予約権の数 (注) 3 | 250個 | |
| | 目的となる株式数 | 一株 | 目的となる株式数 | 5,000株 | |
| | 保有者数 | 一名 | 保有者数 | 1名 | |

(注) 1. 2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年9月4日付で1株を20株とする株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」は、株式分割後の数値を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、監査役または従業員のうち正社員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- iii その他の条件については、第1回新株予約権については2019年9月24日開催の当社臨時株主総会

及び2019年9月24日開催の取締役会決議に基づき、第3回新株予約権については2019年9月24日及び2020年4月1日開催の当社臨時株主総会、及び2020年4月1日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、監査等委員会設置会社へ移行前の監査役時に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）

当社は、2023年10月17日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

| | | | |
|------------------------|-------|--------------------------------|---------|
| | | 第5回新株予約権 | |
| 発行決議日 | | 2023年10月17日 | |
| 新株予約権の数 | | 42,000個 | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | | 普通株式 42,000株 (新株予約権1個につき1株) | |
| 新株予約権の払込金額 | | 1株につき0.52円 | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 1株につき934円 | |
| 権利行使期間 | | 2025年7月1日から 2027年6月30日まで | |
| 行使の条件 | | (注) | |
| 割当先 | 当社従業員 | 新株予約権の数 | 42,000個 |
| | | 目的となる株式数 | 42,000株 |
| | | 保有者数 | 27名 |

(注) 本新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- i 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使する時点において、当該本新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役等の役員または使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、定年退職により退職した場合、その他当社取締役会

が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- ii 当社決算書上の連結損益計算書における売上高及び調整後EBITDAが以下各号に定める基準を満たす場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数に対して以下各号に定める割合（以下、「行使可能割合」という。）を乗じた個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(ア)2025年3月期の売上高が30,000百万円を超過または調整後EBITDAが2,630百万円を超過した場合

行使可能割合 2分の1

(イ)2025年3月期の売上高が30,000百万円を超過及び調整後EBITDAが2,630百万円を超過した場合

行使可能割合 2分の2

- iii その他の条件については、2023年10月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 新株予約権の消却

当社と各新株予約権者との間で締結している「新株予約権割当契約」の規定に基づき、取締役会の決議により、以下のとおり消却しております。

| | 第1回新株予約権 | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|------------------------|----------|----------|----------|
| 2023年9月14日開催 取締役会決議 | 214個 | 112個 | 43,000個 |
| 2024年3月15日開催 取締役会決議 | 54個 | 112個 | — |
| 合計 | 268個 | 224個 | 43,000個 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------|------------------|--|
| 坂本 守 | 代表取締役社長 | いつもキャピタル株式会社代表取締役 |
| 望月 智之 | 取締役副社長 | いつもキャピタル株式会社取締役 |
| 五十棲 剛史 | 取締役 | 株式会社iOffice代表取締役 株式会社DATAKIT社外取締役 boost technologies株式会社社外取締役 株式会社ミギナメウエ社外取締役 |
| 新熊 聡 | 取締役 (常勤監査等委員) | 春名・田中・細川法律事務所カウンセラー弁護士 株式会社ビーラン監査役 株式会社エイスリー社外取締役 デイブレイク株式会社社外監査役 |
| 上山 亨 | 取締役 (監査等委員) | カケルパートナーズ合同会社代表社員 HEROZ株式会社取締役 (監査等委員) ビープラッツ株式会社社外取締役 イシン株式会社社外取締役 株式会社M&A総研ホールディングス社外取締役 ヒルトップキャピタルパートナーズ合同会社代表社員 |
| 岡田 章二 | 取締役 (監査等委員) | ISENSE株式会社代表取締役 株式会社ロピア社外取締役 iSense lab合同会社代表社員 |

- (注) 1. 取締役五十棲剛史、取締役 (監査等委員) 新熊聡、上山亨及び岡田章二は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、新熊聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、取締役五十棲剛史、取締役 (監査等委員) 新熊聡、上山亨及び岡田章二を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 上山亨は、証券会社における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
代表取締役社長坂本守、取締役副社長望月智之は、それぞれ当社の連結子会社であったいつもコマース株式会社の代表取締役、取締役を兼務しておりましたが、2023年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したことに伴い、それぞれ退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬について、株主総会で決議された報酬額の総額の範囲内で、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議しており、その概要は次のとおりであります。

<基本方針>

下記3つの条件を満たしたものであることとしております。

- ・当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

<報酬体系>

取締役（監査等委員を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬及び短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）と非金銭報酬等とで構成されており、監査等委員である取締役は基本報酬のみとしています。

ア. 基本報酬（固定報酬）の個別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、個人別の報酬額については、当社の経営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業を調査・分析したうえで、総合的に勘案して決定することとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定するものとしております。

イ. 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の支給基準及び支給額に関する方針

短期インセンティブ報酬は、当期連結業績予想のうち売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益を達成できた場合に、あらかじめ取締役ごとに定めた報酬額を支払うこととしております。各取締役の支給額は、業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会であらかじめ定めた役職別係数により按分した金額を支給することとしております。

ウ. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及び額または数の算定方法等の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬を導入しており、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の交付日から3年間から5年間までの間で当社取締

役会があらかじめ定めた期間、譲渡制限を行う株式報酬であり、その額及び株数は株主総会で決議された範囲内において、取締役会において決定しております。

工. 報酬等の構成比率

固定の金銭報酬である基本報酬、短期インセンティブ報酬及び非金銭報酬の比率は、当社の事業環境や他社水準等に鑑み、適切な割合となるように設定することを方針としております。

オ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

報酬水準の妥当性及び報酬決定プロセスの透明性及び客観性の観点から、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、指名・報酬委員会で審議のうえ、答申を受けていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2020年6月26日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、報酬に関する決議の内容は下記のとおりであります。

| 役員区分 | 報酬の種類 | 決議時点における 役員の員数 | 報酬限度額 | 株主総会 決議年月日 |
|-----------------|-----------|------------------------------|---|--------------------------|
| 取締役 | 年間報酬 | 取締役4名 (うち社外取締役1名) | 年額200,000千円以内 | 2020年6月26日 第13期定時株主総会 |
| | 譲渡制限付株式報酬 | 取締役4名 (うち社外取締役1名) | 年額40,000千円以内 (うち社外取締役分は 年額10,000千円以内) | 2021年6月25日 第14期定時株主総会 |
| 監査等委員 である取締役 | 年間報酬 | 監査等委員である取締役3名 (うち社外取締役3名) | 年額50,000千円以内 | 2020年6月26日 第13期定時株主総会 |

(注) 報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、2023年3月28日開催の取締役会の決議により、委員の過半数を独立社外取締役とする「指名・報酬委員会」を設置し、取締役の個人別の報酬額の内容を決定しております。

その権限の内容は株主総会の決議による報酬総額の範囲内において、個人別の報酬等の内容の決定を委任するものであります。

これらの権限を委任した理由は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する当社取締役会の任意の諮問委員会であり、報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保するためであります。同委員会は、独立社外取締役であり常勤監査等委員である新熊聡を委員長として、代表取締役である坂本守、社外取締役（監査等委員）の上山亨及び岡田章二の4名で構成されています。

取締役会は、当該権限が指名・報酬委員会によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会で審議のうえ、その答申をふまえて取締役会が決議する措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-------------------------------------|--------------------|--------------------|--------|------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (監査等委員であるものを除く) (うち社外取締役) | 90,855 (4,800) | 90,855 (4,800) | — | (888) — | 7 (1) |
| 監査等委員である取締役 (うち社外取締役) | 26,400 (26,400) | 26,400 (26,400) | — | — | 3 (3) |

(注) 1. 上記の取締役（監査等委員であるものを除く）の支給人数には、2023年6月28日開催の第16期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。

2. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

⑤ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、上記「① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項ウ. 株式報酬（非金銭報酬等）の内容及び額または数の算定方法等の決定に関する方針」に記載のとおりです。また、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、上記「② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外取締役岡田章二氏の重要な兼職先であるISENSE株式会社との間で当社はコンサルティング契約を締結しております。
社外取締役五十棲剛史氏、社外取締役新熊聡氏、社外取締役上山亨氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
(ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況 | 活動状況 |
|------------------|---------|------------------------------|---|
| 取締役 | 五十棲 剛 史 | 取締役会 17/17回 | 当事業年度開催の取締役会において議案審議につき、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から発言を行っております。 |
| 取締役 (常勤監査等委員) | 新 熊 聡 | 取締役会 17/17回 監査等委員会 12/12回 | 当事業年度開催の取締役会において、弁護士立場・見地から適宜必要な発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置した指名・報酬委員会の委員長を務め、当事業年度に開催された委員会13回すべてに出席しております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 上 山 亨 | 取締役会 17/17回 監査等委員会 12/12回 | 当事業年度開催の取締役会において、議案審議につき、長年にわたる証券会社での豊富な経験に基づく、財務・会計・金融に関する知見から発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置した指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された委員会13回すべてに出席しております。 |
| 取締役 (監査等委員) | 岡 田 章 二 | 取締役会 17/17回 監査等委員会 12/12回 | 当事業年度開催の取締役会において、企業経営の経験から適宜必要な発言を行っております。 また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置した指名・報酬委員会の委員を務め、当事業年度に開催された委員会13回すべてに出席しております。 |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

- (イ) 取締役の意見により変更された事業方針
重要な該当事項はありません。
- (ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要
重要な事実に関連する事項はありません。
- (エ) 社外取締役が果たすことがされる役割に対して行った職務の概要
五十棲剛史氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識のもとで、取締役会やその他の会議において、当社の経営戦略や事業計画の策定に関する意見・助言を行っております。
新熊聡氏は、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
上山亨氏は、財務及び会計に関する知見に基づき、経営戦略・計画の策定への関与をいただく中で、株主やその他ステークホルダーを意識した意見を述べております。
岡田章二氏は、事業運営を通じて培われた高い見識と多角的な視点から、当社の組織運営や事業計画の策定に関する意見・助言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 38,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

- ① 処分対象
太陽有限責任監査法人
- ② 処分内容
契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ③ 処分理由
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、適宜これを改定しております。その概要は以下のとおりです。

(業務の適正を確保するための体制)

- ① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「行動規範」及び重要な社内方針・規則を、社内の情報ネットワークを通じて当社グループの取締役と使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。

また、当社は、当社グループにおける法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持する。その運営状況については、取締役または使用人が定期的に監査等委員会及びコンプライアンス担当部署へ報告する。当社のコンプライアンス担当部署は、上記の活動に加え、コンプライアンスを確保する体制を活用し、以下の仕組みによる当社グループのコンプライアンス体制の維持などを通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

- a) 「決裁権限表」で定める権限を超えた権限行使の抑止、内部統制手続の維持向上活動とモニタリング
- b) 不正行為に関する役員への報告の義務化
- c) コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についてのコンプライアンス担当部署による監督の仕組み

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に当社グループのビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。管理部門管掌役員は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月1回原則として全取締役出席のもとに開催し、「取締役会規程」及び関係法令に定められた重要な意思決定を行う。年次事業計画、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会において目標達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保する。

事業報告

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
 - (2) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、当社の取締役または従業員を必要に応じて派遣するとともに、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
 - (3) 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
 - (4) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務執行を補助する取締役または使用人を求めた場合は、これを設置する。この者は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補助して実査・往査を行う。
- 監査等委員会の職務執行を補助する使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が協議のうえ、当社の使用人から選任する。当該使用人の業績評価は監査等委員会が行う。当該使用人は監査等委員である取締役の職務執行の補助に関し、監査等委員会の監督のみに服し、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。当該使用人は当社の業務の執行にかかわる役職を兼務しない。
- ⑦ 当社グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、その職務の内容に応じ以下に定めることにつき、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査等委員会に報告をする。報告担当者は、監査等委員に対し、重要な会議体への出席を要請し、当該会議体の議事録配信や決裁書類の開示等を行う。また、監査等委員会の求めに応じて必要な情報提供、説明を行う。
- ・当社グループの内部統制に関わる部署（内部監査、経理・財務、コンプライアンスその他）の活動報告概要
 - ・重要な会計方針・会計基準及びその変更（変更前に報告）
 - ・経理、財務関連資料
 - ・内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
 - ・会計監査人の当社を担当する監査パートナーの交代
- また、取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
- 上記報告事項に加え、当社及び子会社の社長及び経理・財務を担当する責任者は、以下の事項を監査等委員会へ報告する。
- a) 当社グループの財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告に係る内部統制の設計及び運用における重要な不備もしくは欠陥。
 - b) 重大であるか否かを問わず、当社グループの財務報告に係る内部統制において重要な

役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為。

当社は、監査等委員会に対して報告を行ったことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当社は速やかにこれに応じることとする。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、当社グループの内部統制システムの有効性について、内部監査を担当するものと連携を図る。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人を監視するとともに、会計監査人の監査計画、報酬及び非監査業務等について会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通を行う。
 - ・ 監査等委員会の職務の執行において必要な場合、監査等委員会は当社グループの内部監査を担当するもの、その他の部署に所属する使用人と協力してこれを行うことができる。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、グループ全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。上記基本方針のもと、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、有事の際の対応を定める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査にてモニタリングし、改善を進めております。

② リスク管理・コンプライアンス等

リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に1回開催しビジネスリスクに関するモニタリング状況の共有、ミスやクレームの報告をしております。リスク・コンプライアンス委員会には常勤監査等委員も出席し、リスク・コンプライアンスに関する情報共有、課題事項への対応等についての共有を行いました。年間を通し、ハラスメントや情報セキュリティをはじめとした各種社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めました。

また、法令及び社内規則の逸脱に関する相談や内部通報を受け付ける「内部通報窓口」を設置しており、内部通報制度に関する研修も全社員を対象に実施し、周知いたしました。

③ 内部監査

代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・定款・社内規程等の遵守状況について、内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告いたしました。

④ 監査等委員会の独立性について

当社は、会社規模を考慮して監査等委員である取締役の業務を補佐する従業員は設けておりません。監査等委員である取締役自らが、監査計画や監査等委員会議事録作成などの業務を実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

⑤ 取締役の職務執行について

定例取締役会を毎月1回開催し、事業計画の実現に係る重要な業務に関する意思決定及び業務執行状況の報告を行っております。また、急を要する協議や承認が必要な場合には、臨時の取締役会を開催できる体制をとっております。当連結会計年度においては、17回開催いたしました。

また、社内取締役と執行役員で構成する経営会議を毎週開催し、重要な経営課題の対応方針の決定、取締役会議案の審議などを行っております。この経営会議には常勤監査等委員が出席しております。

この他、常勤監査等委員は日常的に社長その他の取締役、執行役員らと意見交換し、また子会社に往査し、これらの活動により得られたリスク情報を非常勤監査等委員、社外取締役、会計監査人及び内部監査部門にも共有することで、連携して法令順守及び取締役の職務執行を監査する体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮して適切に配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定ではありますが、将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 5,761,184 | 流動負債 | 3,317,032 |
| 現金及び預金 | 2,132,912 | 買掛金 | 1,200,672 |
| 売掛金 | 1,372,817 | 短期借入金 | 600,000 |
| 商品 | 2,058,082 | 1年内返済予定の長期借入金 | 790,026 |
| 仕掛品 | 1,093 | 未払金 | 131,888 |
| 貯蔵品 | 4,115 | 未払費用 | 308,786 |
| 前払費用 | 77,531 | 未払法人税等 | 73,051 |
| その他 | 117,708 | 前受金 | 70,414 |
| 貸倒引当金 | △3,077 | 預り金 | 25,761 |
| 固定資産 | 1,660,514 | 賞与引当金 | 62,004 |
| 有形固定資産 | 294,998 | その他の | 54,427 |
| 建物 | 263,860 | 固定負債 | 1,657,622 |
| 工具、器具及び備品 | 31,137 | 長期借入金 | 1,512,154 |
| その他 | 0 | 資産除去債務 | 145,468 |
| 無形固定資産 | 475,209 | | |
| ソフトウェア | 85,821 | 負債合計 | 4,974,655 |
| のれん | 331,596 | (純資産の部) | |
| その他 | 57,792 | 株主資本 | 2,446,895 |
| 投資その他の資産 | 890,305 | 資本 | 748,266 |
| 投資有価証券 | 158,055 | 資本剰余金 | 736,766 |
| 関係会社株式 | 11,542 | 利益剰余金 | 961,966 |
| 出資 | 50 | 自己株式 | △103 |
| 関係会社出資金 | 24,864 | 新株予約権 | 148 |
| 長期前払費用 | 240,182 | | |
| 繰延税金資産 | 188,005 | 純資産合計 | 2,447,043 |
| 敷金及び保証金 | 264,249 | 負債・純資産合計 | 7,421,698 |
| その他 | 14,708 | | |
| 貸倒引当金 | △11,352 | | |
| 資産合計 | 7,421,698 | | |

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-------------------------------|-----|---------|------------|
| 売 上 | 高 価 | | 13,861,882 |
| 売 上 原 価 | | | 10,592,287 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 利 益 | | 3,269,594 |
| 営 業 外 収 入 | 利 益 | | 2,949,186 |
| 営 業 外 収 入 | 利 益 | | 320,407 |
| 受 取 替 成 金 収 入 | 利 益 | 161 | |
| 為 替 取 替 成 金 収 入 | 利 益 | 2,237 | |
| 雑 収 入 | 利 益 | 5,260 | |
| そ の 他 | 利 益 | 14,163 | |
| 営 業 外 費 用 | 利 益 | 0 | 21,823 |
| 支 払 手 損 の 利 益 | 利 益 | | |
| 支 払 手 損 の 利 益 | 利 益 | 14,265 | |
| 支 払 手 損 の 利 益 | 利 益 | 18,622 | |
| 支 払 手 損 の 利 益 | 利 益 | 5,642 | |
| 支 払 手 損 の 利 益 | 利 益 | 1,299 | 39,831 |
| 特 別 利 益 | 利 益 | | 302,399 |
| 特 別 損 失 | 利 益 | | |
| 保 険 返 戻 金 | 利 益 | 21,345 | 21,345 |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 失 | 利 益 | 46,826 | |
| 事 業 撤 退 損 失 | 利 益 | 5,555 | |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損 失 | 利 益 | 7,301 | |
| 子 会 社 清 算 損 失 | 利 益 | 8,457 | 68,140 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 利 益 | | 255,604 |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 利 益 | 72,359 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 利 益 | △75,716 | △3,357 |
| 当 期 純 利 益 | 利 益 | | 258,961 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 利 益 | | 258,961 |

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|---------|------|-----------|-------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 742,009 | 730,509 | 725,920 | △103 | 2,198,335 | 126 | 2,198,461 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 （新株予約権の行使） | 6,257 | 6,257 | － | － | 12,514 | － | 12,514 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | － | － | 258,961 | － | 258,961 | － | 258,961 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － |
| 連結範囲の変動 | － | － | △22,915 | － | △22,915 | － | △22,915 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | 21 | 21 |
| 当期変動額合計 | 6,257 | 6,257 | 236,045 | － | 248,560 | 21 | 248,581 |
| 当期末残高 | 748,266 | 736,766 | 961,966 | △103 | 2,446,895 | 148 | 2,447,043 |

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

| | |
|----------|--|
| 連結子会社の数 | 7社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社ビーラン 株式会社COMY 株式会社サンダークリエイト 株式会社ThinkForm 合同会社ピースユー いつもキャピタル株式会社 BAAAN合同会社 |

当連結会計年度より、重要性が増したいつもキャピタル株式会社と、持分の新規取得に伴いBAAAN合同会社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の状況

| | |
|-----------|------------------------------|
| 非連結子会社の名称 | 上海常常商貿有限公司 株式会社いつも. SNIFF |
|-----------|------------------------------|

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品 ……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

連結計算書類

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 5～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～15年 |

② 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、償却期間を決定したうえで均等償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① Oneコマースサービス

ECプラットフォームや自社サイトにおけるマーケティングやコンサルティング等のEC業務支援を行っております。本サービスの収益は、クリエイティブ支援等によって発生する一時的な収益であるショット売上と、契約期間に応じた安定収益であるストック売上に区分しております。ショット売上に関しては、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。またストック売上に関しては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

② 協業ブランドパートナーサービス

ブランドメーカーから仕入れた商品をECプラットフォーム等により消費者に直接販売しております。収益認識にあたり、出荷時点と引渡時点に重要な相違はないため、出荷時点で顧客が当該商品への支配を獲得し履行義務が充足されるものと判断し、出荷時点で収益を認識しております。また、コールセンター代行サービス、物流倉庫サービスも提供しております。これらのサービスは、反復的に継続して提供していることから、一定の契約期間にわたり履行義務が充足されているものとして収益を認識しております。

③ 共創・自創バリューアップサービス

自社ブランド商品及び販売代理権をもつ他社ブランド商品をECプラットフォーム等により販売を行っております。収益認識にあたり、出荷時点と引渡時点に重要な相違はないため、出荷時点で顧客が当該商品への支配を獲得し履行義務が充足されるものと判断し、出荷時点で収益を認識しております。

④ ECプラットフォームサービス

主たる事業であるピースユーの収益は、モノの売買の場・機会であるマーケットプレイス「ピースユー」における販売額に対して発生する販売手数料及び配信時間に応じた配信手数料であります。販売手数料については、売主と買主の間で物品の引き渡し完了した時点で充足されることから、同時点で取引価格に一定の料率を乗じた販売手数料を収益として認識しております。また、配信手数料については、配信時間が完了した時点で充足されることから、同時点で配信時間に応じた配信手数料を収益として認識しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 188,005千円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 投資有価証券 | 158,055千円 |
| 投資有価証券評価損 | 46,826千円 |
| 連結貸借対照表に計上されている投資有価証券はすべて非上場株式であります。 | |

(2) その他の情報

非上場株式は市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、投資先の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下した場合は、減損処理を実施することとしております。実質価額が、当連結会計年度末日において維持されているか否かを評価する際には、投資先ごとに入手し得る直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

連結計算書類

投資先の事業計画は不確実性を有しており実質価額が著しく低下した場合には、投資有価証券の減損処理が必要となり、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 331,596 千円

(2) その他の情報

当社グループは、事業または株式の取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上しております。のれんについてその効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって、資産のグルーピングを行っております。

のれんの減損の兆候の有無については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている場合や実績が当初の事業計画を下回っている場合等において、減損の兆候を識別しております。のれんを含む資産グループの帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回る場合には減損損失を計上していません。

のれんの減損損失の認識に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、各事業または連結子会社の事業計画を基礎としており、事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり考慮する売上高成長率や売上原価率、販売費及び一般管理費率等について一定の仮定をしております。将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、事業計画との乖離が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 72,147千円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する注記

当社グループは、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。こちらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 2,800,000千円 |
| 貸出実行残高 | 600,000千円 |
| 差引額 | 2,200,000千円 |

連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に記載しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 当期増加 | 当期減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|--------|------|-----------|
| 普通株式(株) | 5,806,800 | 61,435 | - | 5,868,235 |

(注1) 普通株式の発行済株式の増加61,435株は、新株予約権の行使による増加49,080株及び譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加12,355株であります。

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 当期増加 | 当期減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|-------|------|----------|
| 普通株式(株) | 5,422 | 1,765 | - | 7,187 |

(注1) 自己株式の発行済株式の増加1,765株は、譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得による増加であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当連結会計年度末における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 120,020株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については、資金計画に基づき、事業に必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。
敷金及び保証金は、主に不動産賃貸借契約に基づく敷金及び取引先との契約に基づく営業保証金であり、貸主及び取引先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金・未払金・未払費用・未払法人税等は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

連結計算書類

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。また、当社グループは、外貨建債権及び債務を保有しておりますが、取引規模が非常に僅少であり、残高も少額なため、為替の変動リスクを重要なものと認識しておりません。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注1)を参照ください。）また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は現金であり、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------|------------|-----------|---------|
| 敷金及び保証金 | 264,249 | 259,056 | △5,192 |
| 資産計 | 264,249 | 259,056 | △5,192 |
| 短期借入金 | 600,000 | 595,931 | △4,068 |
| 長期借入金 ※ | 2,302,180 | 2,289,388 | △12,791 |
| 負債計 | 2,902,180 | 2,885,320 | △16,859 |

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 非上場株式（投資有価証券） | 158,055 |
| 関係会社株式 | 11,542 |
| 関係会社出資金 | 24,864 |
| 出資金 | 50 |

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|------|---------|----------|------|
| 敷金及び保証金 ※ | — | 253,314 | — | — |

※ 敷金及び保証金のうち、償還期日を把握できないものは含んでおりません。

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 長期借入金 | 790,026 | 761,794 | 451,186 | 233,624 | 53,752 | 11,798 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | 合計 |
|---------|------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | |
| 敷金及び保証金 | — | 259,056 | — | 259,056 |
| 資産計 | — | 259,056 | — | 259,056 |
| 短期借入金 | — | 595,931 | — | 595,931 |
| 長期借入金 | — | 2,289,388 | — | 2,289,388 |
| 負債計 | — | 2,885,320 | — | 2,885,320 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

連結計算書類

敷金及び保証金

これらの時価については一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金並びに長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | サービス区分 | | | | 計 |
|---------------------------|-----------|-----------------|------------------|------------|------------|
| | Oneコマース | 協業ブランド パートナー | 共創・自創 バリューアップ | ECプラットフォーム | |
| 一時点で移転される 財及びサービス | 264,896 | 7,446,518 | 2,453,081 | 129,486 | 10,293,982 |
| 一定の期間にわたり 移転される財及びサービス | 3,032,960 | 523,921 | — | 11,017 | 3,567,899 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 3,297,856 | 7,970,440 | 2,453,081 | 140,503 | 13,861,882 |
| 外部顧客への売上高 | 3,297,856 | 7,970,440 | 2,453,081 | 140,503 | 13,861,882 |

(注1) 従来、協業ブランドパートナーに含めて表示していたECプラットフォームの売上を当連結会計年度より区分して表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 417円48銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 44円35銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 4,309,703 | 流動負債 | 2,879,303 |
| 現金及び預金 | 1,460,717 | 買掛金 | 866,847 |
| 売掛金 | 1,289,384 | 短期借入金 | 600,000 |
| 商品 | 1,421,711 | 1年内返済予定の長期借入金 | 779,085 |
| 仕掛品 | 926 | 未払金 | 95,984 |
| 貯蔵品 | 4,115 | 未払費用 | 303,628 |
| 前払費用 | 66,024 | 未払法人税等 | 63,064 |
| その他 | 69,322 | 前受金 | 64,914 |
| 貸倒引当金 | △2,500 | 預り金 | 25,523 |
| 固定資産 | 2,543,121 | 賞与引当金 | 62,004 |
| 有形固定資産 | 293,143 | その他 | 18,251 |
| 建物 | 263,409 | 固定負債 | 1,615,698 |
| 工具、器具及び備品 | 29,734 | 長期借入金 | 1,470,230 |
| 無形固定資産 | 84,311 | 資産除去債務 | 145,468 |
| ソフトウェア | 56,291 | 負債合計 | 4,495,002 |
| ソフトウェア仮勘定 | 28,020 | | |
| 投資その他の資産 | 2,165,665 | (純資産の部) | |
| 投資有価証券 | 49,994 | 株主資本 | 2,357,675 |
| 関係会社株式 | 699,692 | 資本金 | 748,266 |
| 関係会社出資金 | 526,864 | 資本剰余金 | 736,766 |
| 関係会社長期貸付金 | 357,000 | 資本準備金 | 736,766 |
| 長期前払費用 | 239,563 | 利益剰余金 | 872,746 |
| 繰延税金資産 | 184,349 | その他利益剰余金 | 872,746 |
| 敷金及び保証金 | 258,201 | 繰越利益剰余金 | 872,746 |
| その他 | 11,352 | 自己株式 | △103 |
| 貸倒引当金 | △161,352 | 新株予約権 | 148 |
| | | 純資産合計 | 2,357,823 |
| 資産合計 | 6,852,825 | 負債・純資産合計 | 6,852,825 |

計算書類

損益計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

(単位：千円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----------------------|---------|-----|------------|
| 売 上 高 | | | 11,678,773 |
| 売 上 原 価 | | | 8,777,717 |
| 売 上 総 利 益 | | | 2,901,056 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | | 2,349,747 |
| 営 業 利 益 | | | 551,308 |
| 営 業 外 収 益 | | | |
| 受 取 利 息 | 4,566 | | |
| 助 成 金 収 入 | 5,260 | | |
| 雑 収 入 他 | 19,001 | | |
| | 726 | | 29,554 |
| 営 業 外 費 用 | | | |
| 支 払 利 息 | 13,399 | | |
| 支 払 手 数 料 他 | 18,622 | | |
| そ の 他 | 5,366 | | 37,388 |
| 経 常 利 益 | | | 543,475 |
| 特 別 損 失 | | | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 150,000 | | |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損 | 379,108 | | |
| 債 権 放 棄 損 | 500,000 | | |
| 子 会 社 株 式 評 価 損 他 | 49,999 | | |
| そ の 他 | 14,013 | | 1,093,121 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△) | | | △549,646 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 104,750 | | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △79,981 | | 24,768 |
| 当 期 純 損 失 (△) | | | △574,415 |

株主資本等変動計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------------------|-----------|------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 742,009 | 730,509 | 730,509 | 1,352,873 | 1,352,873 | △103 | 2,825,288 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 6,257 | 6,257 | 6,257 | － | － | － | 12,514 |
| 合併による増加 | － | － | － | 94,288 | 94,288 | － | 94,288 |
| 当期純損失（△） | － | － | － | △574,415 | △574,415 | － | △574,415 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 6,257 | 6,257 | 6,257 | △480,127 | △480,127 | － | △467,613 |
| 当期末残高 | 748,266 | 736,766 | 736,766 | 872,746 | 872,746 | △103 | 2,357,675 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|-------|-----------|
| 当期首残高 | 126 | 2,825,414 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | － | 12,514 |
| 合併による増加 | － | 94,288 |
| 当期純損失（△） | － | △574,415 |
| 自己株式の取得 | － | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 21 | 21 |
| 当期変動額合計 | 21 | △467,591 |
| 当期末残高 | 148 | 2,357,823 |

計算書類

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …………… 移動平均法による原価法

関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① Oneコマースサービス

ECプラットフォームや自社サイトにおけるマーケティングやコンサルティング等のEC業務支援を行っております。本サービスの収益は、クリエイティブ支援等によって発生する一時的な収益であるショット売上と、契約期間に応じた安定収益であるストック売上に区分しております。ショット売上に関しては、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。またストック売上に関しては、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り収益を認識しております。

② 協業ブランドパートナーサービス

ブランドメーカーから仕入れた商品をECプラットフォーム等により消費者に直接販売しております。収益認識にあたり、出荷時点と引渡時点に重要な相違はないため、出荷時点で顧客が当該商品への支配を獲得し履行義務が充足されるものと判断し、出荷時点で収益を認識しております。また、コールセンター代行サービス、物流倉庫サービスも提供しております。これらのサービスは、反復的に継続して提供していることから、一定の契約期間にわたり履行義務が充足されているものとして収益を認識しております。

③ 共創・自創バリューアップサービス

自社ブランド商品及び販売代理権をもつ他社ブランド商品をECプラットフォーム等により販売を行っております。収益認識にあたり、出荷時点と引渡時点に重要な相違はないため、出荷時点で顧客が当該商品への支配を獲得し履行義務が充足されるものと判断し、出荷時点で収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 184,349千円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

計算書類

2. 関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式 | 699,692千円 |
| 関係会社出資金 | 526,864千円 |
| 関係会社長期貸付金 | 357,000千円 |
| 子会社株式評価損 | 49,999千円 |
| 貸倒引当金繰入額 | 150,000千円 |

(2) その他の情報

ブランドバリューアップ（自社ブランドの取得・開発）を行うこと等を目的に、関係会社の株式取得や出資、関係会社に対する資金の貸付を行っております。

関係会社株式及び関係会社出資金については、財政状態の悪化によりその実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理することとしております。また、関係会社への貸付金については、融資先の支払い能力を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上することとしております。

関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性や、関係会社への貸付金の回収可能性の評価については、その関係会社の事業計画（投資先または融資先がブランド取得のために取得した会社等の事業計画も含む）に基づいて判断しておりますが、事業計画の基礎となる売上高や営業利益の算定にあたり考慮する売上高成長率や売上原価率、販売費及び一般管理費率等について一定の仮定をしております。将来の不確実な経済条件の変動等により事業計画等の見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類において株式等の評価損または貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

72,147千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 12,949千円 |
| 長期金銭債権 | 357,000千円 |
| 短期金銭債務 | 17,479千円 |

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に関する注記

当社は、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 2,800,000千円 |
| 貸出実行残高 | 600,000千円 |
| 差引額 | 2,200,000千円 |

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

| | |
|------------|-----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 20,165千円 |
| 売上原価 | 101,309千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 16,736千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 当期増加 | 当期減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-------|------|--------|
| 普通株式(株) | 5,422 | 1,765 | — | 7,187 |

(注1) 自己株式の発行済株式の増加1,765株は、譲渡制限付株式報酬制度退職者の無償取得による増加であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の主な発生原因別の内訳

| | |
|-------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 抱合せ株式消滅差損否認 | 116,083千円 |
| 未払費用概算計上額 | 67,119千円 |
| 貸倒引当金 | 50,171千円 |
| 資産除去債務 | 44,542千円 |
| 未払地代家賃 | 41,482千円 |
| 資産調整勘定 | 32,817千円 |
| 賞与引当金 | 18,985千円 |
| その他 | 36,578千円 |
| 繰延税金資産小計 | 407,780千円 |
| 評価性引当額 | △183,388千円 |
| 繰延税金資産合計 | 224,391千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務 | 40,041千円 |
| 繰延税金負債合計 | 40,041千円 |
| 繰延税金資産純額 | 184,349千円 |

関連当事者に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 資本金 または 出資金 (千円) | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------|---------------------------|-------------------------------|----------------|-----------------|--------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社 Thinkform | 7,000 | 100 | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付 (注1) | 147,000 | 関係会社 長期貸付金 | 147,000 |
| | | | | | 資金の回収 (注1) | △11,000 | | |
| 子会社 | いつもキャピタル 株式会社 | 50,000 | 100 | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付 (注1、2) | — | 関係会社 長期貸付金 | 150,000 |

取引条件及び取引条件の決定方法

(注1) 貸付金の利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(注2) 当該子会社への貸付に対し150,000千円の貸倒引当金を計上しております。

計算書類

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 資本金 または 出資金 (千円) | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---|-------------------------|---------------------------|-------------------------------|---------------|----------------------|--------------|-----|--------------|
| 役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等 | ISENSE株式会社 (注1) | 5,000 | 100 | 業務委託 | 業務委託料 の支払 (注2) | 21,590 | 未払金 | 2,277 |
| | iSense lab 合同会社 (注1) | 1,000 | | | | | | |

取引条件及び取引条件の決定方法

(注1) 当社取締役の岡田草二が、議決権の100%を直接所有しております。

(注2) 業務委託料については、一般取引条件に基づき交渉のうえ、決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------|---------|
| 1 株当たり純資産額 | 402円26銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | △98円37銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社いつも
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社いつもの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いつも及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社いつも
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本間 洋一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社いつもの2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社いつも 監査等委員会

常勤監査等委員 新熊 聡 ㊟

監査等委員 上山 亨 ㊟

監査等委員 岡田 章二 ㊟

(注) 監査等委員新熊聡、上山亨及び岡田章二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

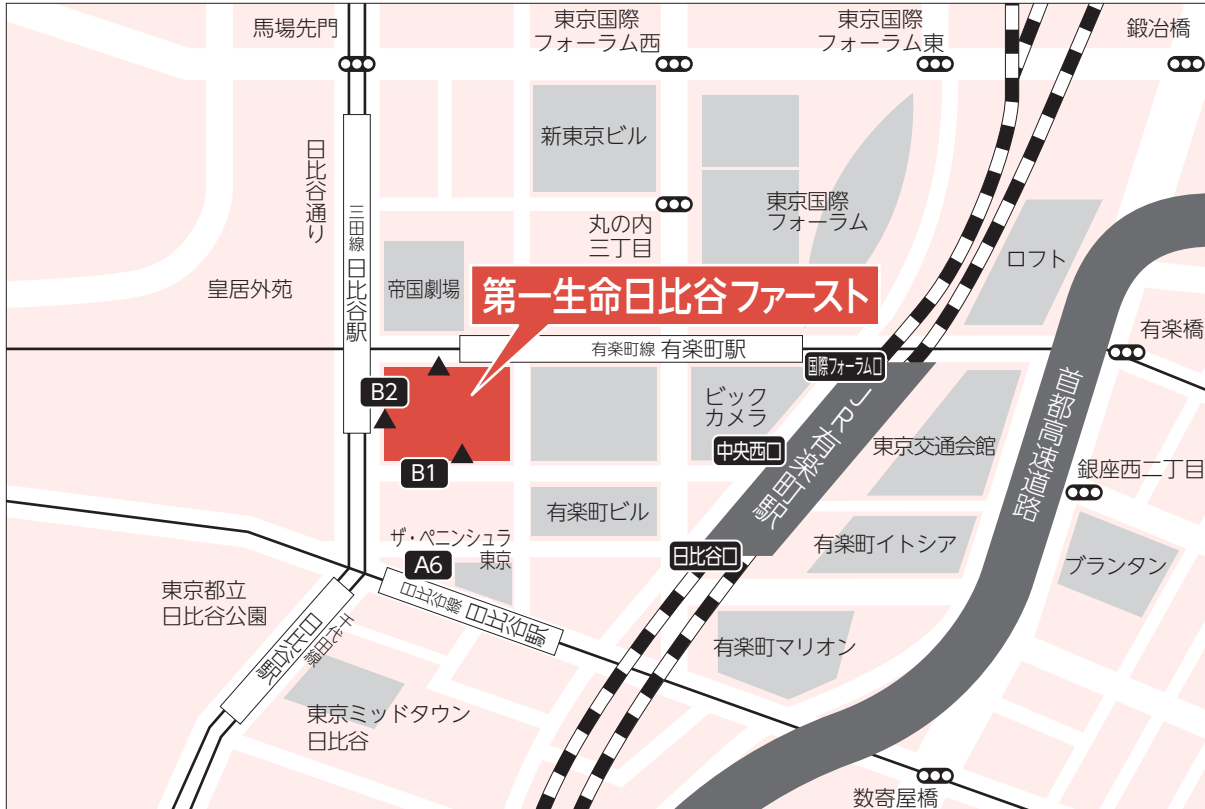
以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
第一生命日比谷ファースト21階
株式会社いつも 当社オフィス

会場

ビルM2階へお越してください。係りの者のご案内します。
(昨年の会場より変更となっておりますので、下記の会場ご案内図をご参照のうえご来場をお願いいたします。)



- 《交通》 JR線 : 有楽町駅中央西口/国際フォーラム口より徒歩2分
地下鉄有楽町線 : 有楽町駅B3出口より徒歩1分
地下鉄千代田線/日比谷線/三田線 : 日比谷駅B1またはB2出口より徒歩1分

お問い合わせ先 株式会社いつも総務 03-4590-7986



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。